

師崎商工会報

第175号

H30.11.15 発行

六華苑（ろっかえん）

10月23日に女性部企画による親睦事業の日帰りバス旅行が行われました。

発行／師崎商工会事務局

住所／〒470-3502

愛知県知多郡南知多町大字片名字新師崎8-3

電話／0569-63-0349

URL／<http://www.morozaki.jp>

E-mail／morozaki@aichiskr.or.jp



目次

青年部だより	2
女性部だより	3
NEWSコーナー	4
案内所	5
税務瓦版	6
融資制度のご案内	7
お店紹介	8

女性部だより

30年11月号

その後、桑名の蛤料理の伝統を受け継ぐ「魚重楼」で蛤ランチを堪能しました。鹿鳴館の設計したイギリス建築家ジヨサイア・コンドル設計による4層の塔屋をもつ木造2階建て天然スレート葺きの洋



**女性部
日帰り親睦旅行
～桑名市・六華苑～**

お千代保稻荷ほか

10月23日(火)に毎年恒例の女性部親睦事業として、日帰りバス旅行を実施しました。

今回は、「TASAKI」、「ジユエリー・サロン」、「ジユエリー・コーディネイトセミナー」。



館、和館、和洋の様式が調和した「六華苑」をガイドさんに説明してもらいながら、見学しました。

最後におちよば稻荷も参拝し楽しい一日を過ごしました。



**第40回知多支部
商工会女性部セミナー**

名鉄ユーグランドホテルにて、9月11日知多支部の商工会女性部セミナーが開催されました。

講師に「ブレイインコーチ」の木村玄司氏を招き、「人生を変えてくれた子どもたちの教え」と題して講演をしていただきました。



の持つ力について体験も交え講義いたしました。発想の転換と言葉の大切さについて学びました。

優秀な家族の中劣等感を抱え成長し学校の教師として就職するも、何事もうまくいかず100回以上「辞めたい」という言葉を口にするほど苦しい経験をするが、しかし、自ら読書やセミナーへの参加など積極的に取り組み、「コーチング」と出会い、「コーチングで多くの人を救いたいと思うようになった話から、言葉

青年部だより

平成30年11月号



本事業は、青年部及び地域における「絆」について再認識・感謝するとともに、今後もさらにその結びつきを地域単位で強化していくこと等を目的とし実施しています。

部員の皆さんの協力のもと、車から見える景色もいろいろか綺麗になりました。

10月18日(木)の午後から奉仕活動(ゴミ拾い清掃)を行いました。国道247号線沿いに清掃を行いました。7名の部員の方の参加があり、師崎と大井で手分けして掃除を行いました。

本事業は、青年部及び地域における「絆」について再認識・感謝するとともに、今後もさらにその結びつきを地域単位で強化していくこと等を目的とし実施しています。

部員の皆さんの協力のもと、車から見える景色もいろいろか綺麗になりました。



野崎武文経営指導員を講師に、最近記帳を始めた部員や、まだ記帳をしたことのない部員を対象に講習会を開催しました。税務の流れから、記帳の留意点について話していました。いろいろな質問もありました。いろいろな質問もでて、有意義な講習会となりました。

本事業は、愛知県が若手経営者・後継者の育成目的で、平成28年度から新設された事業で、師崎商工会青年部は、事業承継が円滑に行えるよう計画しました。

本事業は、愛知県が若手経営者・後継者の育成目的で、平成28年度から新設された事業で、師崎商工会青年部は、事業承継が円滑に行えるよう計画しました。

「初級編」

「税務講習会」

奉仕活動 「ゴミ拾い清掃」

若手後継者等育成事業

10月21日(日)に、南知多町豊浜の漁港施設用地内において、開催の第4回南知多フェスティバル「MINA-FES 2018」に出店しました。色とりどりの綿菓子を販売、好評を得ました。

協賛金やリストバンド収益金より保育園への絵本贈呈は行なわれます。



杉本建築の杉本大祐君が青年部の仲間となりました。

新入部員紹介

杉本建築の杉本大祐君が青年部の仲間となりました。

詳しく述べる、商工会青年部は、最寄りの青年部員までお問い合わせ下さい。

●商工会青年部に加入できる方

商工会に加入している事業所であり、45歳まで「経営者」及び「後継者」の方です。

●主な事業

研修事業(セミナー等)、地域振興事業(地域の奉仕活動等)、親睦活動事業(親睦会等)です。

詳しく述べる、商工会青年部は、最寄りの青年部員までお問い合わせ下さい。

●商工会青年部に加入できる方

商工会に加入している事業所であり、45歳まで「経営者」及び「後継者」の方です。

詳しく述べる、商工会青年部は、最寄りの青年部員までお問い合わせ下さい。

青年部員増強運動

●商工会青年部とは

全国の市町村における地域の総合的な経済団体として、全国に約700を超える商工会が存在します。その内部組織として、商工会青年部は存在し、地域内における商工

業の総合的な改善発展を図るとともに、地域の振興・発展、社会一般福祉の増進、新しいまちづくりに取り組む組織です。

●商工会青年部に加入できる方

商工会に加入している事業所であり、45歳まで「経営者」及び「後継者」の方です。

詳しく述べる、商工会青年部は、最寄りの青年部員までお問い合わせ下さい。

●商工会青年部に加入できる方

商工会に加入している事業所であり、45歳まで「経営者」及び「後継者」の方です。

案内所

謹んでご冥福をお祈り申し上げます

伊藤 秀春さん（篠島）母（典子さん）死去
坂口 健弥さん（日間賀島）本人死去
宮地 鈴吉さん（日間賀島）父（秋一さん）死去

◎日本公庫定例相談

日時 12月18日(火)

場所 師崎商工会館

行事予定

愛知県内の事業場で働く常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用される

「愛知県最低賃金」は、**10月1日から**

時間額 898円
に改正されました。

日給制、月給制の労働者の場合は、時間当たりの金額に換算して愛知県最低賃金（時間額）898円と比較します。また、実際に支払われている賃金から次のものを除外した賃金額が最低賃金額以上でなければなりません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- ② 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- ③ 時間外労働・休日労働に対する賃金
- ④ 深夜労働に対する割増賃金
- ⑤ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



なお、この他、特定の産業の事業場で働く労働者については、愛知県最低賃金よりも金額の高い特定（産業別）最低賃金が適用される場合がありますのでご注意ください。

詳しくは、愛知労働局ホームページ（<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-rooudoukyoku/>）、愛知労働局労働基準部賃金課（電話 052-972-0257）、または、最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

師崎商工会

NEWSコーナー



10月2日(火)午後3時から
師崎商工会館2階会議室にて、「軽減税率のポイントと守りと攻めの消費税対策」というテーマで、中小企業診断士の井出美由樹先生を講師に招いて講習会を開催しました。

税務委員会
講習会開催

2019年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行されます

ポイント1

時間外労働の上限規制の導入 【施行：2019年（中小企業2020年）4月1日～】

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時の特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

ポイント2

年次有給休暇の確実な取得 【施行：2019年4月1日～】

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

ポイント3

正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止

【施行：2020年（中小企業2021年）4月1日～】

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます

改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

融資制度のご案内

(平成30年10月24日現在)

◎日本政策金融公庫（国民生活事業）の融資制度

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

融資限度額	2,000万円以内
返済期間	運転資金（7年以内）・設備資金（10年以内）
利 率	1.11%
保 証 人	不要
担 保	不要
利 用 要 件	商工会会長の推薦が必要

普通貸付資金（国の事業ローン）

融資限度額	4,800万円以内（特定設備資金は7,200万円以内）
返済期間	運転資金（7年以内）・設備資金（10年以内）
利 率	特定設備資金（20年以内）
保 証 人	1.16%～2.35%
担 保	必要に応じ要します
利 用 要 件	必要（※担保状況により異なる金利が適用されます）

新創業融資制度（無担保・無保証人）

融資限度額	3,000万円以内（うち運転資金1,500万円以内）
返済期間	各融資制度に定める返済期間以内
利 率	2.26%～2.85%
担保・保証人	原則不要
利 用 要 件	新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を2期終えていない方、その他雇用創出等の要件、自己資金要件あり

担保等の提供を不要とする融資

融資限度額	4,800万円以内
返済期間	各融資制度に定める返済期間以内
利 率	2.06%～2.65%
利 用 要 件	利用にあたっては次のいずれにも該当することが必要です ①税務申告を2期以上行っていること ②原則として所得税等を完納していること

◎愛知県の融資制度

小規模企業等振興資金（通常資金）

融資限度額	5,000万円以内
返済期間	設備・運転（3年以内）1.3%
及び 利 率	設備・運転（5年以内）1.4%
	設備・運転（7年以内）1.5%
保 証 人	設備資金（10年以内）1.6%
保 証 人	原則として、法人代表者以外不要
担 保	原則として不要
保 証 料	0.38%～1.74%
融資対象者	従業員数等に制限があります

小規模企業等振興資金（小口資金）

融資限度額	2,000万円以内
返済期間	設備・運転（3年以内）1.1%
及び 利 率	設備・運転（5年以内）1.2%
	設備・運転（7年以内）1.3%
保 証 人	原則として、法人代表者以外不要
担 保	原則として不要
保 証 料	0.46%～1.83%
融資対象者	従業員数等に制限があります

経済環境適応資金（セーフティネット）

融資限度額	8,000万円以内
返済期間	設備・運転（3年以内）1.2%
及び 利 率	設備・運転（5年以内）1.3%
	設備・運転（7年以内）1.4%
保 証 人	設備・運転（10年以内）1.5%
保 証 人	原則として、法人代表者以外不要
担 保	原則として不要
保 証 料	0.79%
融資対象者	中小企業信用保険法第2条第5項 第1号から第8号までの認定を受けたもの

経済環境適応資金（経済対策特別資金）

融資限度額	1億円以内
返済期間	設備・運転（3年以内）1.2%
及び 利 率	設備・運転（5年以内）1.3%
	設備・運転（7年以内）1.4%
保 証 人	設備資金（10年以内）1.5%
保 証 人	原則として、法人代表者以外不要
担 保	原則として不要
保 証 料	0.38%～1.74%
融資対象者	最近3ヶ月間の月平均粗利益が前年同期（又は2年前同期）の粗利益に比べ3%以上減少しているもの

◎地域活性化連携ローン（はんしんサポートローン）融資制度

融資限度額	500万円以内
	（運転資金は最近6ヶ月の平均月商の2倍まで）
返済期間	5年以内
利 率	3.0%（変動金利）
保 証 人	法人は代表者、個人は配偶者等家族の方
担 保	不要
事務手数料	一律10,800円（消費税込み）

融資対象者	・商工会から紹介を受けられる会員で、商工会の会費を完納している方
	・半田信用金庫の営業エリア内で同一事業を3年以上営み、決算書（確定申告書）3期分以上の提出が可能な方
	・税金の未納がない方
	・直近の決算期において、債務超過でない方
	・個人信用情報機関に事故情報のない方
	・半田信用金庫の会員又は会員資格を有する方

*尚、業種・業態・現状の借入状況等によりご利用できない場合がありますので、細部については商工会まで問合せ下さい。

「軽減税率導入後の帳簿の記載」

知っていて損はない
税金の話

平成31年の10月1日から消費税率が10%となり、軽減税率制度が導入されます。

軽減税率制度は、酒類・外食を除く飲食料品や週2回以上発行される新聞などを軽減税率の対象品目に定め、その対象品目の消費税率は現行の8%のままにするものです。
よって、軽減税率制度が始まると日々の帳簿作成にも影響があります。

①軽減税率の対象品目とそうでないものに分けて記載する

例えば飲食店など、1つの商店で野菜や酒類を仕入した場合、従来であれば出納帳への記載を1行でよかつたものが、野菜（軽減税率対象品目）と酒類（軽減税率対象品目外）の2行に分けて記載するようになります。これは消費税申告の際、帳簿に基づいて消費税額を計算するためあります。

②軽減税率の対象品目であることを明記する

軽減税率対象品目の仕訳であることを明らかにするために、摘要欄へ「消費税8%」と記載しておきます。「消費税8%」と記載する方法以外にも、「※」や「☆」等の記号で記載する方法でも差し支えありませんが、その際は記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにしておく必要があります。

現金出納帳の記載例

«軽減税率導入前»

○○商店 現金出納帳

月 日	科 目	摘 要	借 方	貸 方
○月△日	仕 入	○○商店 野菜、ビール		1,620



«軽減税率導入後»

○○商店 現金出納帳

月 日	科 目	摘 要	借 方	貸 方
○月△日	仕 入	○○商店 ビール		550
○月△日	仕 入	○○商店 野菜（消費税 8%）		1,080

SHOP INFORMATION

のみ処 だるま

住 所 南知多町大字片名字新師崎23-27
TEL・FAX (0569) 63-1410

今回は、新師崎にある、だるまさんにおじやまして、店主の竹味広樹さんにお話を伺いました。

◆どうしてこのお店を始められたのでしょうか?

もともと両親が平成20年まで20年ぐらいたつていた居酒屋で父親が亡くなつてからクローズしていたのですが、自分自身、若いころからお酒を飲むことや、その場の雰囲気が大好きだったので、50歳を前に脱サラしてお店を再開しようと思い始めました。

◆営業していく良かったと思うことは何ですか?

会社勤めをしてこの時には、知り合うことの無かった沢山の地元の方や、チツタナボリに泊まりに来るお客さんも多くの古屋や県外の方と知り合いうことができたことと、楽しくお酒を飲んでいるお客様達の笑顔を見た時ですかね。

◆逆に営業していく苦労されることがありますか?

苦労ではないですが、自分が若かったころに比べて若者が減っていることもあります。今若い人のお酒離れというか、

皆でワイワイ飲むことが、少

なくなっているように思えるので、もっと若い人達が来てくれるような雰囲気作りやメニューなどを考えて、少しでも増やしていきたいと思います。

◆おすすめの料理は何ですか?

1年前から、お昼の営業でラーメンを始めました。メニューは、魚介系の醤油と塩と、台湾まぜそばです。特に台湾まぜそばは、地元には無かったので、子供からお年寄りまで、食べやすい様に、それ程辛くしていませんので、是非一度食べに来ていただければと思いま。

◆本日はお忙しい中、ご協力ありがとうございました。
今後とも、老若男女、すべ

ての方々が気軽に来店していただけるようなファミレス感類が豊富な所には、こだわりがあります。

◆最後にPRをお願いします

居酒屋ですので、お酒の種類が豊富な所には、こだわりあります。



◆営業時間

11:30~14:00
17:00~22:00
(OL 21:30)

◆定休日

月曜日
火曜日の昼